

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和四年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

令和四年七月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

山本組株式会社

大和高田市神楽三―九―三―二F二

代表取締役 山本昭博

奈良県知事許可（般―三）第一六〇六三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

2 期間

令和四年七月二十六日から同年八月一日までの七日間

四 処分の原因となった事実

山本組株式会社は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の「雇用促進住宅大阪桜島宿舍取壊し工事」において、建設業法第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項で定める金額を超える建設工事の下請契約を締結しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第六号に該当します。